7　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

②　市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
株券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				
債券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				
その他	先物取引				
	オプション取引				
	その他				

（注意事項）

1　取引戦略ごとに記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

2　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

3　「取引戦略の類型」の欄には第328条第４号イの取引戦略の類型を記載すること。

4　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

2　経理の状況

貸借対照表及び損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、高速取引行為者が法人格なき組合等を構成する者である場合には、当該組合等の貸借対照表及び損益計算書を提出することとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請書の添付書類） **第二十二条**　令第十八条の四の十四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～五　略］	（認定の申請書の添付書類） **第二十二条**　令第十八条の四の九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～五　同上］